相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市玉島柏島七五九番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島一五九七番地九

被相続人　亡　濱波　和也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十五日

事務所岡山市北区出石町一丁目一番一三号　エントピア出石一〇一号室

相続財産管理人　弁護士　東川　芳美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市芦田町大字福田一四二三番地、最後の住所広島県福山市芦田町大字福田一四二三番地　被相続人　亡　横藤田　惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十五日

事務所広島市中区上幟町一番一四号ＳＴＫレストビル二階広島つばさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鵜野　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市櫻馬場三番地、最後の住所不明　被相続人　亡　弘田　里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十五日

高知県高知市升形四番三号県庁前クリニックビル三階　大塚・津田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大塚　丈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市王子町二七二番地六、最後の住所大分市坂ノ市中央五丁目一番二一号

被相続人　亡　上野　勝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十五日

大分市高崎一丁目一六番一三号

相続財産管理人　司法書士　工藤　克彦

無縁墳墓等改葬公告

聖恩山霊園納骨堂遺骨保管規程第九条に基づき納骨堂整備のため無縁墳墓等（無縁の遺骨）について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出がない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年一月二十五日

一、墳墓等所在地　東京都練馬区小竹町一―六一―一　江古田斎場内

一、墳墓等の名称　聖恩山霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　松尾宣嘉　松尾孝子　松尾多久夫　加藤省次　永井貞　高橋真由美　藤下舜　斎藤真作　太田とく　佐藤力三　平田ユキ　甲斐幸子　藏林みき　鈴木雪子　齋藤寛　江藤敏子　竹井広　水島ミツイ　加藤彌市　小原正　窪寺祐子　林亮星　鈴木実春　岩本八重子　田中文子　森宗久　須藤キミ子　新井正子　河口敬　石井喜義　松本政子　稲葉義勝　前田ノリ　井上あゐ　田中美砂緒　奥米一　野口歌子　鈴木佑子　髙橋智恵子　角田君子　川﨑静子　石原勝　神山正仁　長澤玉枝　大輪俊　櫻井大平　倉田保朗　有賀精子　児玉光代　南善干　眞田嘉郎

一、改葬先所在地　埼玉県入間郡毛呂山町南台四―二九―七第二むさしの霊園内

一、改葬先の名称　第二聖恩山霊園

一、改葬を行おうとする者　東京都文京区千駄木三―五二―一　社会福祉法人東京福祉会　理事長　原山　陽一

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社大田葬祭

二、代表者の氏名　大田　由孝

三、主たる営業所の名称及び所在地　株式会社大田葬祭　広島市南区宇品御幸三丁目七番四二号

四、許可年月日　昭和六十一年三月二十六日

五、許可失効年月日　平成二十九年七月三十一日

六、営業保証金等の額

①　営業保証金　金十五万円

②　前受業務保証金　金三千六万九千九百円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を中国経済産業局長に提出してください。

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年一月二十五日

山形市流通センター四丁目一番地の二

山形陸運株式会社

代表取締役　佐藤　公啓

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
加賀　一男	普通株式　一〇株	無
山形県寒河江市大字寒河江幸田二二一		
三瓶　幸吉	普通株式　一〇株	無
山形県寒河江市大字寒河江乙二二四		
森　菊松	普通株式　二〇株	無
山形市幸町一七―八		
渡辺　周七	普通株式　九〇株	無
山形県東村山郡山辺町大字仲町三三八		
斎藤　小一	普通株式　一〇〇株	無
山形県北村山郡大石田町大字亀井田前		
佐藤　孫七	普通株式　一〇〇株	無
山形市六日町一六二		
高橋市次郎	普通株式　一〇〇株	無
山形市肴町二六九		
高橋　好助	普通株式　一〇〇株	無
山形市宮町一七三四		
早坂　良助	普通株式　一〇〇株	無
山形県上山市新丁二―一		
佐藤　忍	普通株式　一五〇株	無
山形県南陽市椚塚一八八三		
桜井　武栄	普通株式　一七一株	無
山形市城南町二丁目一―四七		
花岡　政雄	普通株式　二〇〇株	無
東京都北区岩淵町一―六六〇		
今野　八郎	普通株式　二八五株	無
山形県天童市大字北目八九		
浅野三雄蔵	普通株式　三〇〇株	無
山形市下条町一丁目二丁目一―一五		
阿部正一郎	普通株式　五九八五株	無

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成三十年一月二十五日

広島市南区宇品御幸三丁目七番四二号

株式会社大田葬祭

代表取締役　大田　由孝

任意清算公告

当社は、平成二十九年九月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年一月二十五日

奈良県大和高田市内本町一二番七号

ヤマニ合名会社

社員　村島　潤子